

# 近隣 16 市喫煙マナー向上ポイ捨て防止合同キャンペーン

【期間：平成29年10月16日（月）～31日（火）】

○路上喫煙による火傷や受動喫煙、吸い殻や空き缶等のポイ捨てを防ぐために、

各市が条例を制定し、より良い生活環境の実現を目指しています。

|                    |                    |                   |                   |                    |
|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| <p><b>千葉市</b></p>  | <p><b>市川市</b></p>  | <p><b>船橋市</b></p> | <p><b>流山市</b></p> | <p><b>八千代市</b></p> |
| <p><b>我孫子市</b></p> | <p><b>鎌ヶ谷市</b></p> | <p><b>浦安市</b></p> | <p><b>印西市</b></p> | <p><b>習志野市</b></p> |
| <p><b>市原市</b></p>  | <p><b>柏市</b></p>   | <p><b>佐倉市</b></p> | <p><b>松戸市</b></p> | <p><b>四街道市</b></p> |
| <p><b>野田市</b></p>  |                    |                   |                   |                    |

（市によって規制内容が異なりますので、裏面をご覧ください）

# 各市の規制内容

## 千葉市

○禁止行為（直ちに過料 2,000 円）

- ・取締り地区内の屋外の公共の場所での路上喫煙
- ・市内全域の屋外の公共の場所でのポイ捨て

※取締り地区は J R 千葉駅東口・ J R 稲毛駅・ J R 海浜幕張駅・ J R 蘇我駅の周辺

【担当：廃棄物対策課】

<http://www.city.chiba.jp/Kankyo/junKan/haikibutsu/rojoukituenpoisue-boushi.html>

## 市川市

○禁止行為

- ・全駅周辺の道路上喫煙、ポイ捨て、犬のふんの放置
- ⇒違反者には 2,000 円の過料が科されます

・市内全域の公共の場所  
歩行喫煙、ポイ捨て、犬のふんの放置、印刷物の散乱放置

⇒違反者は指導の対象となります

【担当：市民安全課】

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/res03/manner.html>

## 船橋市

○禁止行為

J R 船橋駅及び J R 西船橋駅周辺の路上喫煙・ポイ捨て禁止の重点区域での

- ・路上喫煙
- ・ポイ捨て

※勧告に従わない違反者には、2,000 円の過料が科されます

【担当：クリーン推進課】

<http://www.city.funabashi.lg.jp/machi/Kankyou/003/p001507.html>

## 流山市

○禁止行為（2,000 円の過料処分の対象）

- ・路上喫煙防止重点区域内の路上喫煙
- ・ポイ捨て
- ・公共施設等における犬のふんの放置

○禁止行為（指導、勧告の対象）

- ・歩行喫煙、携帯灰皿を使用しない喫煙

※路上喫煙防止重点区域は江戸川台駅、南流山駅、流山おおたかの森駅、初石駅の周辺

【担当：環境政策・放射能対策課】

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002584/1002623/1002643.html>

## 八千代市

○禁止区域内での路上喫煙⇒違反者には 2,000 円の過料が科されます

※禁止区域は八千代緑が丘駅、勝田台駅、八千代中央駅、八千代台駅周辺

○禁止区域外での路上喫煙⇒歩行中・自転車乗車中は喫煙しないよう努力する義務を課しています

【担当：生活安全課】

<http://www.city.yachiyo.chiba.jp>

## 我孫子市

○禁煙重点地区《違反者には 2 万円以下（当面 2 千円）の過料》

道路など公共の場所での喫煙禁止

○禁煙重点地区以外

他の通行の妨げにならない場所に停止し、携帯用灰皿を使用し喫煙する場合を除く。

空き缶類、吸い殻類及び釣り具の散乱防止。飼い犬のふん害防止

【担当：クリーンセンター】

[http://www.city.abiko.chiba.jp/anshin/Kankyo\\_Kougai/Kanjobika\\_hozen/seiketsu\\_machi.html](http://www.city.abiko.chiba.jp/anshin/Kankyo_Kougai/Kanjobika_hozen/seiketsu_machi.html)

## 鎌ヶ谷市

○禁止行為（過料なし）

- ・推進地区内（新鎌ヶ谷駅周辺）路上喫煙

ポイ捨て（ペットのふん含む）

- ・市内全域

ポイ捨て（ペットのふん含む）

【担当：クリーン推進課】

<http://www.city.kamagaya.chiba.jp/KakuKa/cleansuishin/cleansuishin.html>

（担当課ページ）

[http://www.city.kamagaya.chiba.jp/KakuKa/cleansuishin/pdf/h250826shinkama-kituen\\_poisuteboushi-kuikizu.pdf](http://www.city.kamagaya.chiba.jp/KakuKa/cleansuishin/pdf/h250826shinkama-kituen_poisuteboushi-kuikizu.pdf)

（推進地区案内図）

## 浦安市

○禁止行為（過料なし）

・空き缶等又は、吸い殻等をみだりに捨てること。

・飼い犬のふんを放置すること。

※特に市内 2 駅（浦安駅、新浦安駅）周辺を空き缶等及び吸い殻等散乱防止重点地区と指定し、助言又は指導（歩きたばこを含む）を行う。

【担当：環境衛生課】

<http://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/Kankyo/Kankyo/bika/1000670.html>

## 印西市

○禁止行為

- ・市内全域の公共の場での歩行喫煙、空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふんの放置

・千葉ニュータウン中央駅周辺重点区域内での違反者には 2,000 円の過料が科されます

【担当：クリーン推進課不法投棄対策班】

<http://www.city.inzai.lg.jp/0000001645.html>

## 習志野市

○市民等の責務としての禁止行為

- ・市内全域の公共の場での歩行喫煙

- ・吸い殻又は空き缶等をみだりに捨てること

- ・飼い犬及び飼い猫のふんの放置

【担当：クリーン推進課】

<https://www.city.narashino.lg.jp/joho/soshikitogyomu/ceance/nter/clean/index.html>

## 市原市

○市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例

- ・環境美化重点区域… J R 五井・八幡宿・姉ヶ崎各駅周辺、国道 16 号
- ・禁止行為… 空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等を回収容器・ごみ箱・吸い殻入れ等以外に捨てる行為、飼い犬のふんを放置する行為
- ・屋外で喫煙する場合は吸い殻入れを携帯し、移動しながらの喫煙はしないこと。

【担当：不法投棄対策課】

<http://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/KankyoryokuKa/Kankyo/torikumi/poi.html>

## 柏市

市内全域  
歩きタバコ・ぼい捨て  
禁止

※柏駅周辺の禁煙等強化区域内では、路上喫煙・ポイ捨てに対し、2,000 円の過料が科されます。

【担当：環境サービス課】

<http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/080300/p005077.html>

## 佐倉市

- ・喫煙禁止区域内において喫煙してはならない。

※喫煙禁止区域は、 J R 佐倉駅・京成佐倉駅・京成臼井駅・京成ユーカリが丘駅・京成志津駅の各駅周辺

- ・公共の場所その他他人が管理する場所にごみを投棄、または放置してはならない。

【担当：生活環境課】

<http://www.city.sakura.lg.jp/0000004275.html>

## 松戸市

○禁止行為

- ・重点推進地区内の公共の場所での喫煙・ポイ捨ては 2,000 円の過料が徴収されます

※重点推進地区は松戸駅・新松戸駅・八柱駅・東松戸駅・北松戸駅・馬橋駅・北小金駅の周辺

※市長が指定した場所においての喫煙は除く

【担当：市民安全課】

<http://www.city.matsudo.chiba.jp/shisei/organization/shiminbu/shiminanzen.html>

## 四街道市

○禁止行為

- ・路上喫煙制限地区内での市が指定した喫煙場所以外での路上喫煙及び市内全域にわたりポイ捨てを禁止

※路上喫煙制限地区は、 J R 四街道駅南口及び北口広場

【担当：環境政策課】

<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/kurashi/Kankyo/Kankyohozen/matiki.html>

## 野田市

○禁止行為

- ・市内全域の公共の場での路上喫煙、空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん等の放置、落書き、設置権限のない置き看板等の放置

※重点区域内で勧告に従わない違反者には、2,000 円の過料が科されます

【担当：環境保全課】

<http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/Kankyo/gomi/1005710.html>